

□河川整備計画「原案」に対する「住民参加」の形成過程と論点整理

委員 田中 真澄

○第1次・第2次委員会

1. 新たな川づくりを目指した委員会の特色（淀川モデル）

- ・従来にない審議のプロセス（住民参加）
計画段階から委員会の提言を出発点として河川管理者が計画の原案を作成
- ・情報公開、透明性の確保
- ・幅広い意見の聴取
- ・委員が分担し「提言」「意見書」を作成
- ・委員会による自主的運営

2. 河川管理者の住民参加に対する取組み姿勢

「これからの河川整備は河川管理者のみによる河川内の対応では限界があります。したがって単に川だけではなく流域一体となった対応が重要です。河川管理者、住民、自治体、企業等、流域のあらゆる関係者が連携し、協働することが大切です。」「情報の公開と共有を進めます。河川整備を進める様々な場面で住民が参加し、意見を述べ、行動できる仕組みをつくっていきます。」[淀川河川事務所（今、淀川が変わろうとしています）2003.2.作成]

3. 河川管理者の役割

河川法改正により第16条2第3項の規定

「学識経験を有する者の意見聴取」

第4項

「公聴会の開催等、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」

～しかし、反映のための具体的手法やその手続きは法令で定められていないため委員会に諮問～

4. 委員会の役割

- ・「河川整備計画」について意見を述べる
 - ・関係住民の意見聴取反映方法について意見を述べる
- 上記 第4項について諮問された。規約2条（3）

5. 住民参加の形態づくり河川管理者

- ・「対話討論会」（ファシリテーターをおく円卓方式）を河川法の「公聴会等」に位置づけ、試行的に開催
- ・シンポジウム、フォーラム等

6. 河川管理者の基礎原案、基礎案の記述

上記の経緯を踏まえて「流域のあらゆる関係者が情報や問題意識を共有しながら、日常的な信頼関係を築き、連携、協力する。」「流域委員会や関係住民、自治体等の意見を聞き、随時計画を改定し、追加修正、中止等を行うものである。」さらに基礎案には「原案に対する委員会からの意見、新たに取り組んだ住民対話集会等での住民からの意見や、自治体からの意見を踏まえて策定。」意見聴取・反映の重要性を述べている。

7. 委員会「意見書」での評価

「提言に示した住民参加の趣旨を真摯に受け止め、実質的な住民参加のあり方に真剣に努力されており、評価できる。」と記述。また、「試行錯誤の中からより良い手法に進化していくことを期待する。」と記述。一方、「対話討論会」の反省点と改善される内容も列挙されている。

8. 「住民参加のさらなる進化に向けて」

試行錯誤の中、住民参加、意見聴取、反映の手法、手続きが適切なものであったか、検証、評価等、委員会でまとめを作成。

○第3次委員会以降（第2次委員会閉会、休止（19.1））

1. 第3次委員会発足

- ・公募委員の選定方法

2. 河川整備基本方針公表（19.8.16）

- ・上位計画、基本方針の優位性
- ・地方自治、地方分権の流れにどう判断

3. 基本方針に沿って整備局が整備計画原案を公表（19.8.28）

- ・第一次、第二次委員会が計画段階から集積してきた骨格が反映されているか。
- ・基礎原案・基礎案から何が変わったのか。
ダム、環境、治水、利水、利用等
- ・「住民参加」関連についての記述は適切であるか。
P11. P32～P34
- ・この記述に沿って実行されているのか。
- ・多くの「〇〇委員会」「〇〇協議会」があるがここには地域住民の参加はなされているのか。

4. 関係住民への意見聴取の手法

(1) 原案に対する河川法16条2第4項規定の意見聴取は適切に実施されたか。

- ・ホームページの意見募集
- ・新聞折込
- ・住民意見交換会の開催
- ・アンケート調査
- ・意見募集チラシの配布（返信用付）
- ・関係自治体への意見聴取 等

(2) 説明責任（説明会、意見交換会）

原案が基礎案や意見書の主旨に沿ったものか、どういうところが変わったのか、十分な説明責任がなされ、理解を得られたか。

5. 住民参加形成のキーワード

『キャッチボール』

以上